

公金出納事務の一元化

2022年2月9日

一般社団法人 日本経済団体連合会

要望内容

公金出納事務の一元化

令和3年度税制改正では地方税共通納税システムの対象税目が拡充された。これにより、令和5年度から固定資産税、都市計画税、自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）が追加される（地法747の5の2、改正地令57の5の2）。また、令和4年度の税制改正においては、与党大綱に「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる」とされ、地方税務手続の包括的なデジタル化が期待される。

一方で、地方税に該当しない公金（道路占用料、行政財産使用料等）については、依然としてその多くが、紙媒体の納入告知書または納入通知書により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっている。そこで、道路占用料、行政財産使用料等の電磁的方法による告知・通知を可能とし、収納については、口座振替（自動引落）やオンラインバンキング、eLTAXを活用（対象範囲を地方税のみから公金へ拡大適用）できるようにすることを要望する。或いは、地方自治体共通の仕組みを新たに構築し、通知・収納を電子化することも期待される。

税・公金納付プロセスの現状

● 紙の納付書による支払処理は、企業が柔軟な働き方を推進するうえで、大きな妨げとなっている。

	【各自治体】 納付情報の通知	【企業】 支払処理
1. 地方税 (法人住民税等)	<ul style="list-style-type: none">システム (eLTAX) *1で実施可 (各企業が自己の申告内容に基づき納付額の把握可)	<ul style="list-style-type: none">システム (eLTAX)で実施可
(固定資産税等)		
2. 公金 (道路占用料、行政財産使用料等)	<ul style="list-style-type: none">固定資産税等及び使用料等の公金は、納付書を紙で発行*2し納付情報を通知職員が出社して、封入・送付	<ul style="list-style-type: none">職員が納付書受取りのために出社金融機関を訪問、紙による処理 <p>(金融機関側も出社、紙による処理)</p>

課題

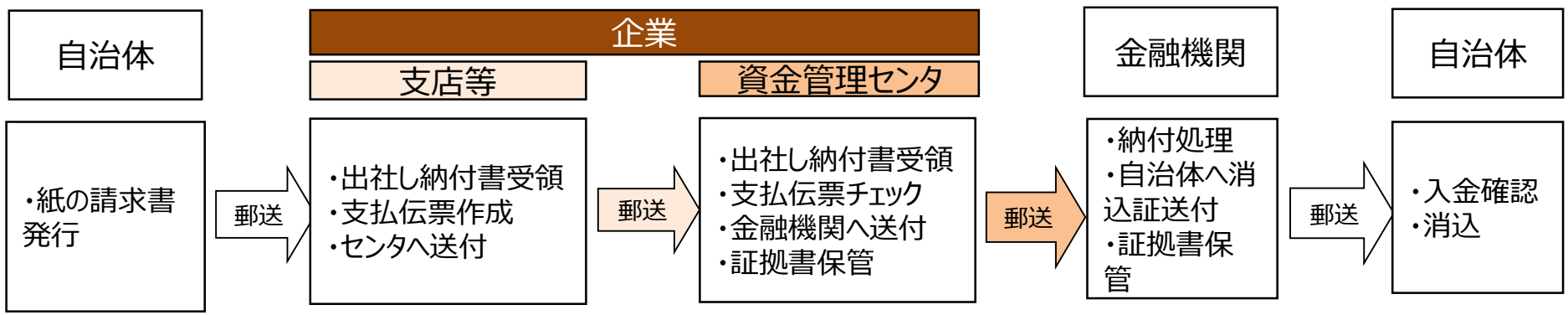
*1 地方税共通納税システム。

*2 地方税については、2023年度より紙の納付書にQRコードを付し発行・送付予定。オンラインでの納付が可能となるが、QRコードを読み取るための**出社は引き続き必要**。

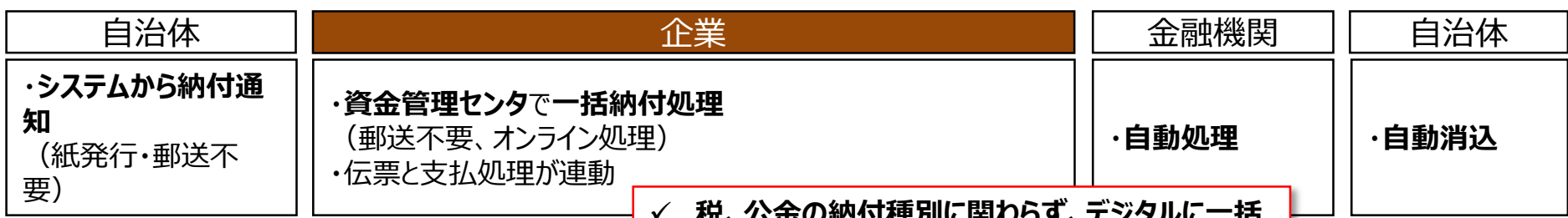
税・公金納付プロセスの未来像

● 紙の納付書による支払プロセスを完全デジタル化することで、紙を基礎とした業務を行う必要がなく、すべてデジタルに“一括して”納付処理することが可能になると想定されるため、納付書の処理に係る稼働も9割程度削減されると想定。結果として、リモートワークや地方分散勤務といった柔軟な働き方の促進に寄与する

[現状プロセス (すべて人手で処理)]



[完全デジタル化した場合の**未来像** (すべてオンライン処理) ⇒稼働9割程度削減を想定、リモート対応可能]



- ✓ 税、公金の納付種別に関わらず、デジタルに一括して納付処理 (ボタン押し)
- ✓ 人手を介する大量の事務処理から解放
- ✓ リモート対応可能

税・公金納付プロセスの完全デジタル化に向けて

- **完全デジタル化に向けては、次の2点が必要**

- ✓ **eLTAXを活用した地方税納付プロセスの完全デジタル化の実現**

⇒「地方税における電子化の推進に関する検討会」でも議論されており、検討の加速を期待

- ✓ **納付プロセスの完全デジタル化に対応したインフラ（eLTAX）を有効活用し、当該システムの活用を公金（道路占用料、行政財産使用料等）へも拡大することで、公金の納付プロセスの完全デジタル化を実現**

⇒公金もeLTAX活用を可能とする制度整備及び左記に向けた省庁・部局横断的な調整を期待

- **eLTAXの活用（公金への利用拡大をすべき）を案とする理由**

- ① **すべての自治体が参加し、かつ全国の金融機関とも接続されており、ほかに同様のシステムが存在しないこと**
- ② **企業への通知機能等、納付プロセスの完全デジタル化に必要なシステム要件は既に具備されていること（現在開発予定の機能を含む）**
- ③ **自治体の収納に係る基礎的インフラとして活用することで、企業側は税・公金の区別なく一括した支払が可能になること（自治体が上流工程で使用するシステムがある場合、当該システムにインターフェース接続して使用可能）**

【参考】 地方税納付プロセスの完全デジタル化に向けた課題

「令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」より抜粋

3. 処分通知等のオンライン化

地方団体から納税者等に対して行う処分通知等のうち、個人住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、既にeLTAXでの送信・受取が可能である。また、特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、令和6年度（2024年度）課税分から電子的な送信・受取を可能とする令和3年度税制改正が行われ、現在、実務的な準備が進められている。**しかし、納税通知書を始めとしたその他の処分通知等については、従前どおり書面による送付のみが行われている。**

（中略）

地方税については、申告・申請手続及び納付手続のオンライン化に一定の進展が見られている。また、今後は、処分通知等の電子的送付についても、他分野における先行事例や検討状況を踏まえ、適切な実現方策を制度面・実務面双方から検討していく時期にきていると考えられる。この際、**対象とする処分通知等や通知先、到達の効力、電子的送付に係る希望の取扱い、後続手続での通知情報の活用など、検討すべき論点は多岐にわたる。**このため、来年度以降の本検討会における検討に資するよう、まずは、本検討会の下で実務者による検討を進めたい。